

平成二十九年十二月六日提出
質問第一〇二二号

保育所設置における建築基準法告示改正に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

保育所設置における建築基準法告示改正に関する質問主意書

東京都の小池知事が保育所の採光に関する規制緩和を国に提案したことを受けて、六月九日に閣議決定された「未来投資戦略二〇一七」の中に、「既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し」が入れ込まれたと認識している。これまで、保育室は現行規定で床面積で五分の一以上の大きさの窓が必要であったが、隣の部屋と一体的利用などの条件を満たせば窓のない部屋でも保育所として使えるように、採光規定を緩和する建築基準法の告示改正案を公表し、その際、十一月二十一日までパブリックコメントを行ったと承知している。こうした変更により、避難経路等、安全対策上の問題が懸念されるところであり、はたしてこうした改正を経て、子どもが健やかに育つ環境が十分担保されるのか疑問の声が上がっているところではある。

こうした点を踏まえ、政府の見解を以下質問する。

- 一 パブリックコメントに寄せられた意見の内容の整理と、それを受けて今後どのような対応をとるか。
- 二 建物がほとんど隙間なく並ぶ都市部では、窓がなかったりする部屋も多い状況のもと、既存のオフィスビルなどの転用を促進したいというニーズが高いと聞いているものの、全国の地域で環境が異なるなか、

全国画一的な規制緩和を行うべきではないとも考えるが、政府としてどのような認識をもっているか。

三 全国で二万六千人以上いるとされる待機児童問題は深刻であるが、採光規制緩和によってどれだけ保育所整備が進むのか疑問であり、子どもの保育環境や安全面において支障がないか、パブリックコメントの結果も踏まえてしつかり再検証する必要があると考えるが、政府の見解や如何。

右質問する。